

## 第49回全国育樹祭記念行事に関する募集要領

### 1 目的

令和8年秋季に開催する「第49回全国育樹祭（以下「育樹祭」という。）」を、県民に広く周知し、開催の機運を高めるため、県内において開催される行事を「第49回全国育樹祭記念行事（以下「記念行事」という。）」として募集する。

### 2 対象行事

- (1) 募集期間 令和7年3月18日から令和8年8月10日まで
- (2) 行事实施期間 令和7年4月7日から令和8年8月31日まで
- (3) 実施場所 和歌山県内
- (4) 主催者 県、県教育委員会、市町村、市町村教育委員会、学校、企業  
森林・林業関係団体、NPO等

### 3 承認基準

記念行事は、次の各号のすべてに該当する行事とする。

- (1) 育樹祭の開催方針に賛同して開催される行事であること。
- (2) 一般に公開される行事であること。
- (3) 営利を主たる目的としない行事であること。
- (4) 内容が次のいずれかに該当する行事であること。
  - ア 森林における体験などの活動に関連するもの
  - イ 緑化の推進に関連するもの
  - ウ 森林の役割や、環境問題などの啓発に関連するもの
  - エ 木材やきのこなど、森林の産物の普及に関連するもの
  - オ その他第49回全国育樹祭和歌山県実行委員会会長（以下「会長」という。）が認めるもの
- (5) 次のいずれにも該当しない行事であること。
  - ア 育樹祭の品位を傷つけ、または理解の妨げとなるもの
  - イ 育樹祭シンボルマーク等を正しい使用方法に従って使用しないもの
  - ウ 法令や公序良俗に反し、または反するおそれのあるもの
  - エ 特定の個人または団体の売名に利用しようとするもの
  - オ 暴力団等の反社会的団体を利するおそれがあるもの
  - カ その他、記念行事として適当でないと認められるもの

#### 4 手続

(1) 当該行事の主催者（以下、「主催者」という。）は、行事を開催する概ね20日前までに和歌山県電子申請システム（以下「電子申請」という。）の下記URLの申請フォームより申請するか、「第49回全国育樹祭記念行事承認申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）」に必要資料を添付し、第49回全国育樹祭和歌山県実行委員会事務局（以下「実行委員会事務局」という。）に提出すること。

【電子申請URL】 <https://logoform.jp/f/CO79k>

- (2) 会長は、申請された内容が3の承認基準に規定する行事であると認めるときは、記念行事として承認し、「第49回全国育樹祭記念行事承認通知書（第2号様式）（以下「承認通知書」という。）」を主催者に送付する。
- (3) 主催者は、行事の内容に変更（中止を含む）が生じた場合は、申請書等に変更内容を明示して速やかに実行委員会事務局に報告すること。
- (4) 承認を受けた記念行事は、育樹祭ホームページ等に行事の情報や開催状況の写真等を掲載するので、主催者は当該行事参加者へこのことについて周知を行う等の適切な対応をとること。

#### 5 記念行事の特典内容

(1) 第49回全国育樹祭和歌山県実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、記念行事の承認を受けた主催者に対し、下記の特典を付与する。

ア 「第49回全国育樹祭記念行事」の呼称使用

イ 育樹祭のシンボルマークや大会ロゴマークの使用

ウ 育樹祭版キノピーデザインの使用

※使用に当たっては、別に定める「第49回全国育樹祭シンボルマーク等使用規程」に基づき使用すること。

エ 記念行事で掲出する育樹祭ののぼり旗、広報パネル等の貸出

オ 記念行事で配布する育樹祭チラシやノベルティー等の提供

カ 育樹祭ホームページ等での記念行事の紹介

キ 記念行事における実行委員会の後援名義の使用

※上記エ、オについては、数に限りがあるため、提供、貸出できない場合がある。  
また、貸与された物品等については、記念行事終了後速やかに事務局へ返却すること。

## 6 承認の取消し

承認後に3の(5)に示す承認基準に違反する事項があると認められた場合は、承認を取り消し、5に示す特典の使用等の中止を求める。

また、記念行事の取消しにより発生した損害は、すべて主催者負担とする。

## 7 実績報告

主催者は、行事終了後14日以内に電子申請の下記URLの報告フォームから報告するか、「第49回全国育樹祭記念行事実績報告書(第3号様式)(以下「報告書」という。)」に必要書類を添付し、実行委員会事務局に提出すること。

【電子申請URL】 <https://logoform.jp/f/pNfnr>

## 8 その他

- (1) 記念行事の企画・運営に必要な経費は、主催者の負担とすること。
- (2) 記念行事の実施に必要な許認可等は、主催者にて手続を行うこと。
- (3) 実行委員会事務局においては、記念行事の準備および実施に係る事故等の責任は負わない。
- (4) 電子申請によらない申請及び実績報告は、電子メールもしくは郵送で受付する。

## 9 お問い合わせ先

第49回全国育樹祭和歌山県実行委員会事務局

(和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課全国育樹祭推進室内)

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

TEL: 073-441-2579 FAX: 073-432-5850

メールアドレス(提出先): [ikujusai@pref.wakayama.lg.jp](mailto:ikujusai@pref.wakayama.lg.jp)

## 附 則

- 1 この要領は、令和7年3月18日から施行する。
- 2 この要領は、実行委員会が解散する日をもって、その効力を失う。